

厚生労働省におけるてんかん対策

2026年度第1回全国てんかん対策連絡協議会

2026年7月12日（日）ZOOM開催

社会・援護局 障害保健福祉部

精神・障害保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

てんかんについて

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

てんかんについて

てんかんとは

様々な原因によってもたらされる慢性の脳疾患であって、大脳神経細胞の激しい電氣的な乱れ（てんかん発作）を特徴とし、それにさまざまな臨床症状や検査所見がともなうもの

患者数

- 患者調査による推計患者数：47.0万人（令和5年）

原因

- 症候性てんかん：脳に何らかの障害や傷があることによって起こるてんかん
- 特発性てんかん：様々な検査をしても明らかな原因が見つからない、原因不明のてんかん

症状

- 意識の消失
 - 全身を硬直させる「強直発作」
 - ガクガクと全身がけいれんする「間代発作」
 - 体を一瞬ビクッとさせる「ミオクロニー発作」
- など様々な症状を認める。

診断

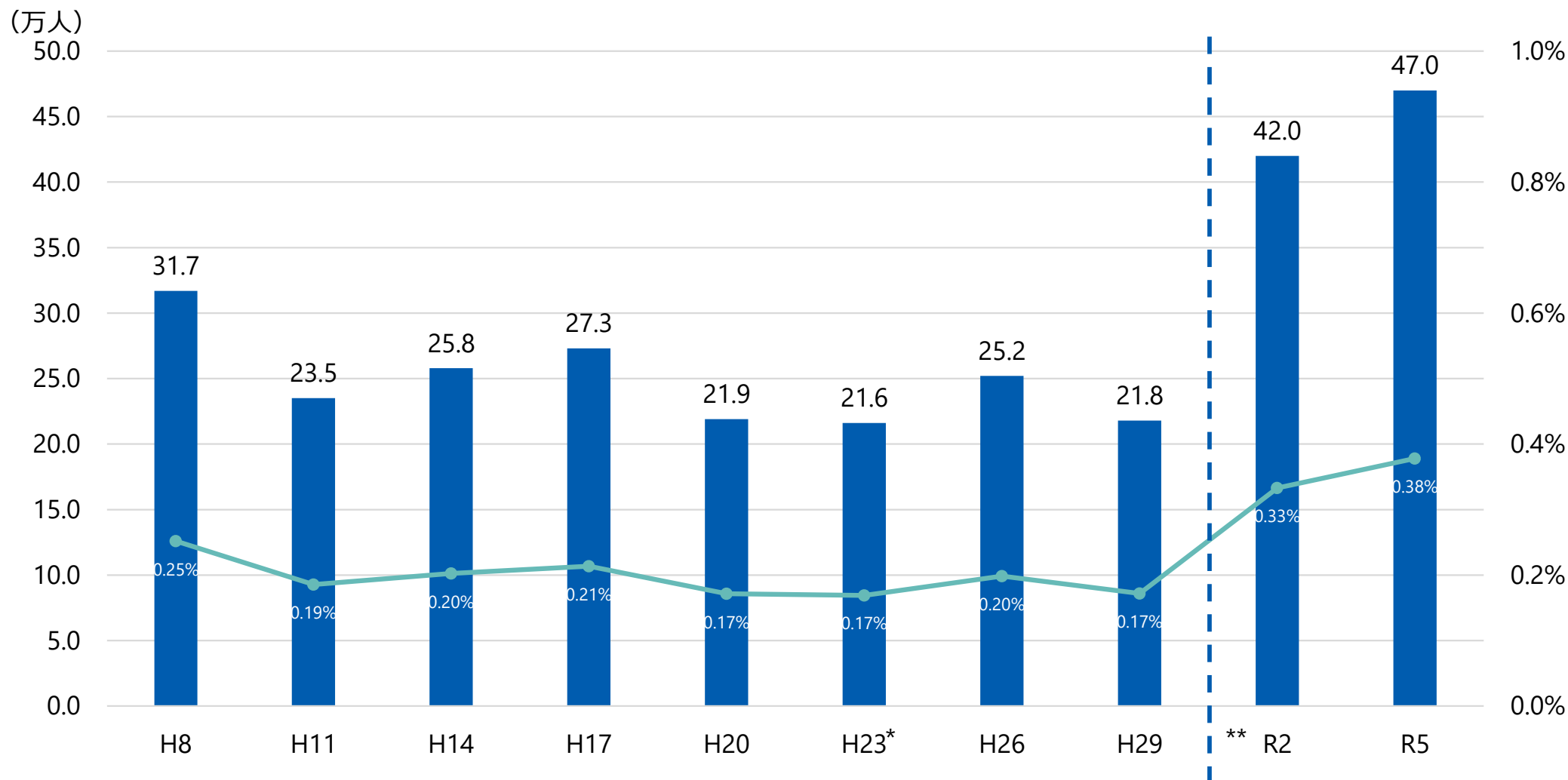
- 発作の種類と症状
 - 脳波検査、脳磁図検査
 - CT・MRI・SPECTなどの脳画像検査
 - 血液検査
- などから総合的に診断する

治療・支援

- 抗てんかん薬の内服
- 薬物療法で発作が抑制されない難治性てんかんに対しては、外科手術が検討されることもある
- 精神障害者保健福祉手帳の対象となる

てんかん患者数の経時変化

全人口の0.2～0.3%前後で推移している。



■ 総患者数（左軸） ● 人口に占める割合（右軸）

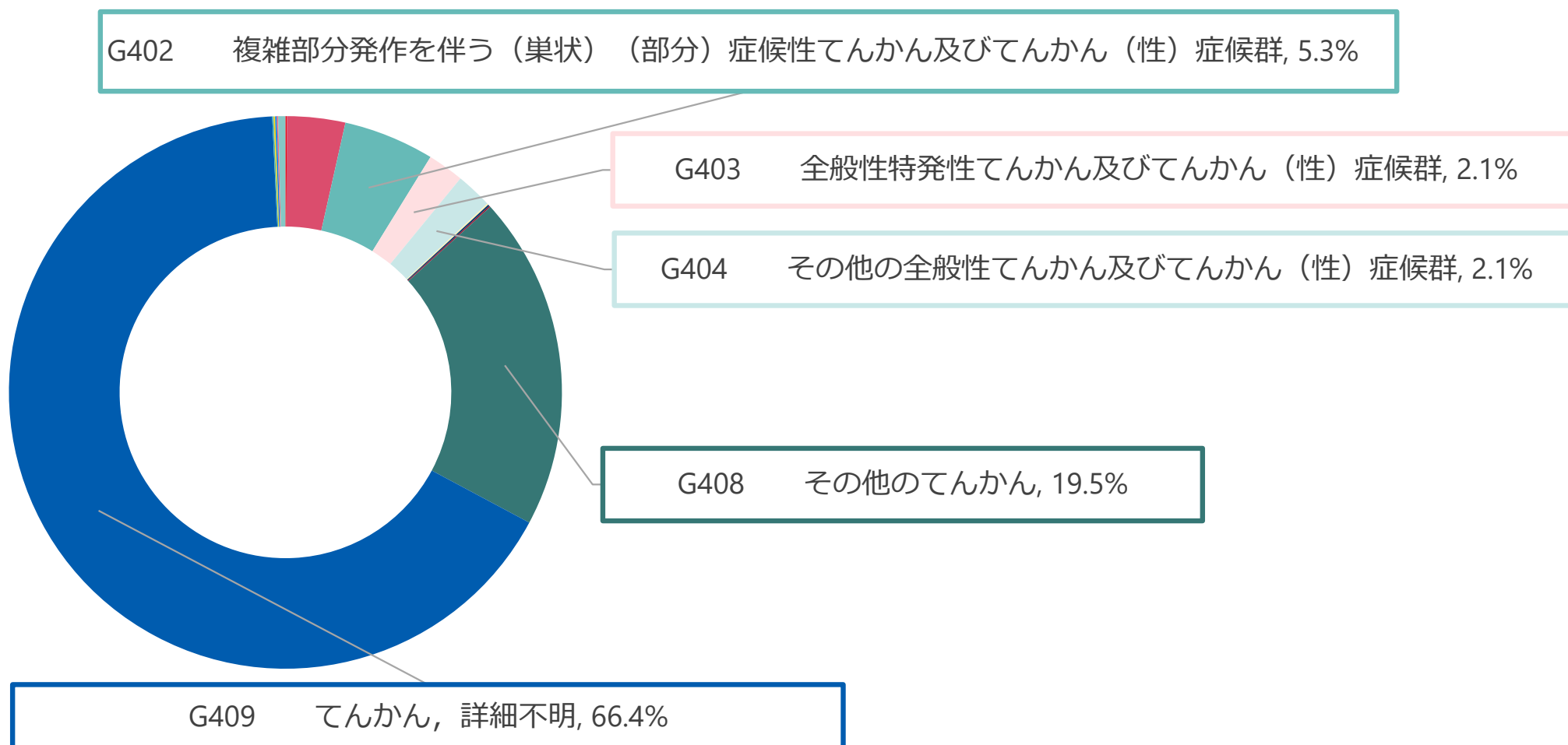
厚生労働省「患者調査」より精神・障害保健課で作成。
人口は人口推計（H17年、R2年は国勢調査）に基づく。

*宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値。

**R2年から総患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更。
H29年までは31日以上であったが、R2年からは99日以上を除外して算出。

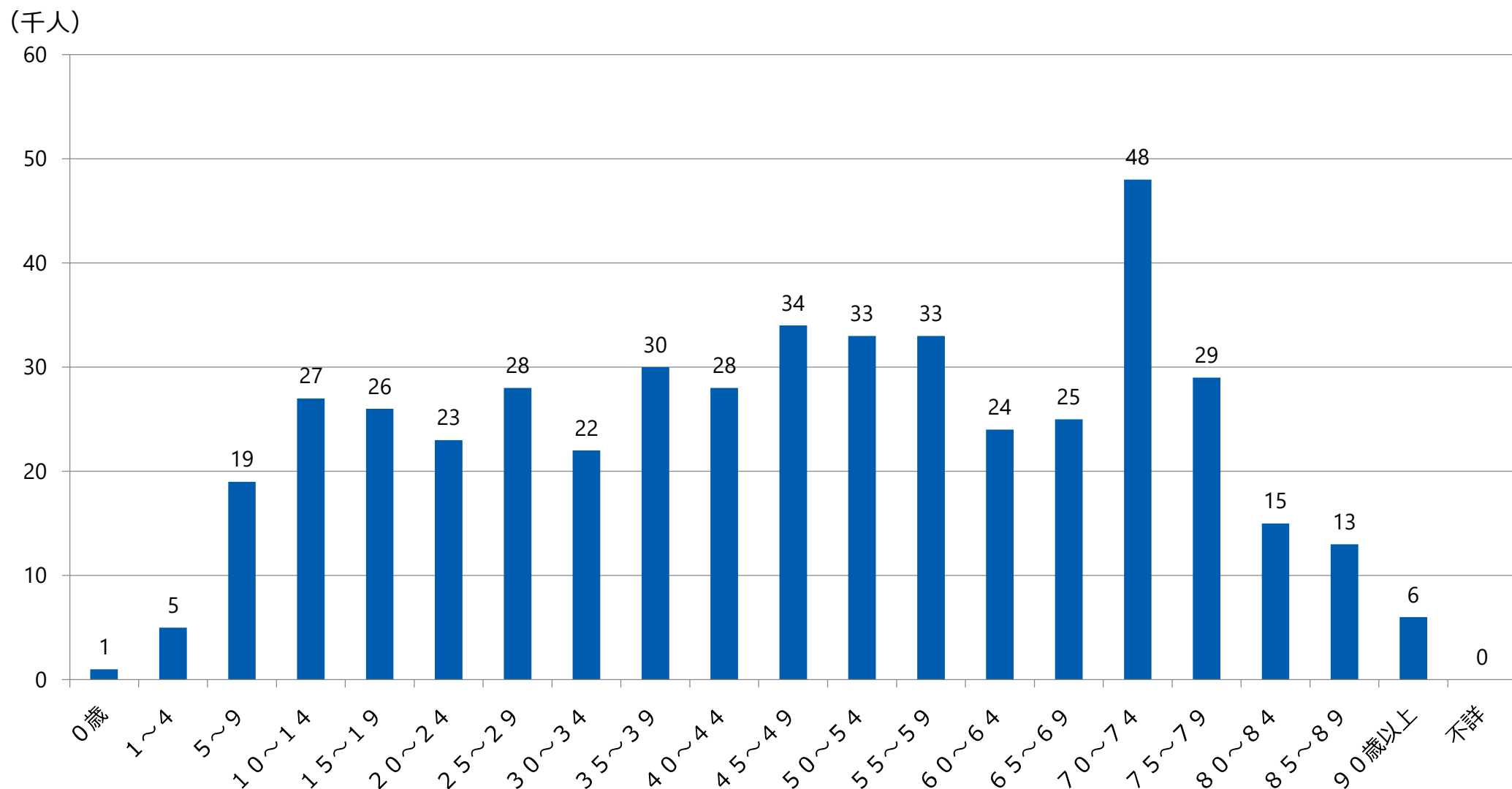
てんかんの傷病別割合

詳細不明のてんかん（G40.9）が約 7 割を占める



てんかんの年齢別患者数

70～74歳にピークを有するが、あらゆる年代にみられる



てんかん地域診療連携体制整備事業

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

てんかん地域診療連携体制整備事業

令和8年度予算額（令和7年度予算額）：30,967千円（30,967千円）

1 事業の目的

てんかん患者は、適切な診断、手術や服薬等の治療によって症状を抑えることができる又は治癒する場合もあり、社会で活動しながら生活することができる場合も多いことから、てんかん患者が地域で支障なく安心して暮らすことができるよう、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発の促進を図ること、てんかんの診断を行うことができる医療機関の連携を図るため、専門的な診療を行うことができる体制やてんかんの診療ネットワークを整備することを目的とする。

※第8次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、てんかんに対応できる医療機関を明確にすることが求められている。

2 事業の概要・スキーム

地域

てんかんの特性や支援方法に関する知識が浸透するように取り組むとともに、市町村、医療機関等との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

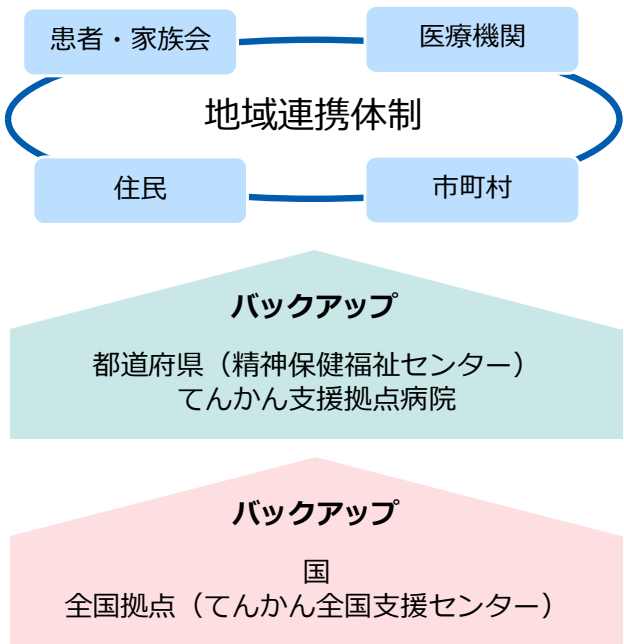
都道府県（精神保健福祉センター）・てんかん支援拠点病院

都道府県において、てんかんの治療を専門に行っている医療機関を「てんかん支援拠点病院」として指定し、てんかん支援拠点病院と都道府県等との協働により、てんかんに関する知識の普及啓発、患者や家族の相談支援及び治療、地域の医療機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、患者及家族に対し、相談援助を適切に実施する。

国・全国拠点（てんかん全国支援センター）

各てんかん支援拠点病院への指導・助言、てんかん支援拠点病院で集積されたデータの分析・評価等を行う。

3 実施主体等



期待される成果

1. 地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及
2. てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん化

都道府県において、てんかんの治療を専門に行っている医療機関のうち、1か所を「てんかん支援拠点病院」として指定し、専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者の家族との連携・調整を図るほか、治療や相談支援等に携わる関係機関の医師等に対し、てんかんについての助言・指導や地域におけるてんかんに関する普及啓発等を実施する。

主な事業内容

1. てんかん患者・家族の治療及び相談支援
2. てんかん治療医療連携協議会の設置・運営
3. てんかん診療支援コーディネーター（※）の配置
4. 医療従事者（医師、看護師等）等向け研修
5. 市民向けの普及啓発（公開講座、講演、リーフレットの作成等）

※てんかん診療支援コーディネーター
支援拠点病院に従事する者であって、
精神障害者福祉に理解と熱意を有し、
てんかん患者及びその家族に対し相談
援助を適切に実施する能力を有する医
療・福祉に関する国家資格を有する者

てんかん支援拠点病院の要件

てんかんの治療を専門に行っている次に掲げる要件を全て満たす医療機関

1. 日本てんかん学会、日本神経学会、日本精神神経学会、
日本小児科神経学会、又は日本脳神経外科学会が定める専門医が1名以上配置されていること。
2. 脳波検査やMRIが整備されているほか、
発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること。
3. てんかんの外科治療等、
複数の診療科による集学的治療を行えること（管内の他の医療機関との連携を含む）。

※下線部（括弧書き）は令和8年4月7日付け通知により追加。

てんかん全国支援センター及びてんかん支援拠点病院（令和8年6月時点）

- てんかん全国支援センター：全国1か所
- てんかん支援拠点病院：全国31か所

